

2. 成長戦略の加速

施策名：規制改革の推進

【31年度概算要求額：101百万円（前年度107百万円）】

施策概要・目的

- 規制改革推進会議における調査審議を充実させ、規制改革を強力に推進する。
- ※「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「規制改革の推進」、「行政手続コストを2割以上削減」を記載。
- ※「未来投資戦略2018」において、「2020年3月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減」を記載。

施策イメージ・具体例

- 規制改革推進会議の調査審議の充実
規制改革推進会議、行政手続部会、各WG等（前期となる第2期は、農林WG、水産WG、医療・介護WG、保育・雇用WG、投資等WGで構成）を開催し、調査審議の充実を図る。
また、「規制改革実施計画」において決定した事項を実施し、改革の進捗状況について、規制改革推進会議がフォローアップを行う。
- (参考)「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)
【規制改革事項:120項目】
 - ・行政手続コストの削減
 - ・農林水産業の成長産業化
 - ・オンライン医療の普及促進
 - ・放送を巡る規制改革 など

期待される効果

- 不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していく。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図る。

2. 成長戦略の加速

施策名：国家戦略特区の推進①（地方創生推進委託費）

【31年度概算要求額：122百万円（前年度122百万円）】

事業概要・目的

- 「国家戦略特区」については、10の指定区域において、規制改革事項を活用した合計296もの事業が目に見える形で迅速に進展してきたところである。今後とも、地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディーに対応し、具体的事業の実現するための検討・調整を進めていく。
- 経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、岩盤規制改革の続行と更なる推進が不可欠であり、その強力な突破口として、「未来投資戦略2018」に基づき、国家戦略特区の取組を一層促進していく。
- さらに、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、既存の特区エリアを越えた、横連携での実証を可能とするとともに、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても検討を進める。
- 本経費は、特区基本方針（H26.2.25閣議決定）等に基づく効果・課題の評価・分析、規制の特例措置の全国展開について検討するとともに、事業化促進、特区プロモーションの推進に必要な経費である。

事業イメージ・具体例

【効果・課題の評価・分析】

- 規制の特例措置を活用した事業の効果・課題（PDCAサイクル）
- 規制改革事項毎の定量的・定性的評価、分析
- 新たな規制改革事項の効果
- 規制の特例措置の全国展開 など

【特区プロモーション、事業化促進】

- シンポジウム、成功事例の発表会
- 広報用映像資料の制作・周知
- 国・地方・事業者を通じたポータルサイトやSNSを活用した制度紹介
- 特区全体の成果・課題の分析・効果のアピール
- 規制改革ダマの掘り起し
- ビジネスニーズ発掘、地域マッチング
- 開業ワンストップセンターの運営改善等、開業・ビジネス環境の整備に向けた検討・調整 など

期待される効果

- 地方自治体や民間事業者、国民個人に対して社会・経済に対する様々な効果・成果を分かりやすく情報発信し、特区の意義や必要性の周知を改めて図れる。
- より効果的なビジネス拠点形成の着実な推進が可能になるとともに、自治体による更なる特区制度の活用が図れ、経済構造改革が可能となる。

2. 成長戦略の加速

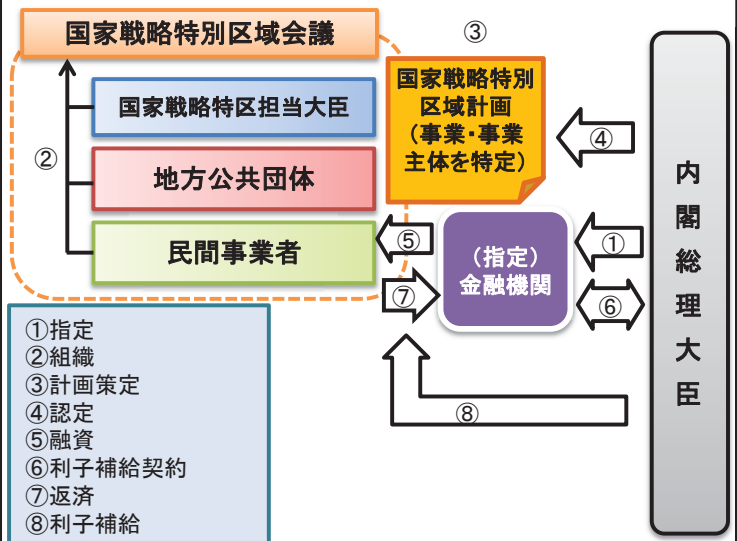
施策名：国家戦略特区の推進②（国家戦略特区支援利子補給金）

【31年度概算要求額：74百万円（前年度76百万円）】

事業概要・目的

- 目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。
- 概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業を行うこととされているベンチャー企業等が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。
- 平成30年度については、支給対象となる融資額は63億円を予定しています。

2. 成長戦略の加速

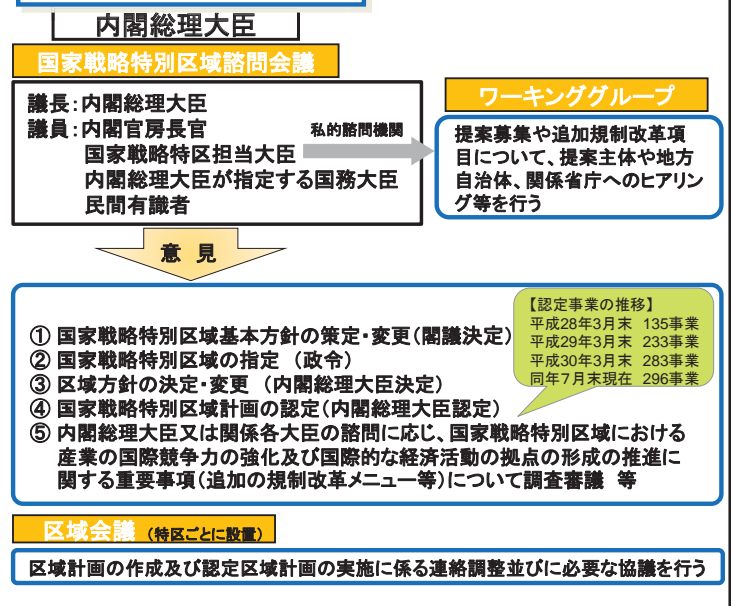
施策名：国家戦略特区の推進③（国家戦略特別区域諮問会議に必要な経費）

【31年度概算要求額：41百万円（前年度41百万円）】

事業概要・目的

- 「国家戦略特区」については、10の指定区域において、規制改革事項を活用した合計296もの事業が目に見える形で迅速に進展してきたところである。今後とも、地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディーに対応し、具体的事業の実現するための検討・調整を進めていく。
- 経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、岩盤規制改革の続行と更なる推進が不可欠であり、その強力な突破口として、「未来投資戦略2018」に基づき、国家戦略特区の取組を一層促進していく。
- さらに、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ既存の特区エリアを越えた、横連携での実証を可能とするとともに、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても検討を進める。
- 本経費は、区域計画の認定に係る意見等、重要な事項について調査審議を行う「国家戦略特別区域諮問会議」や、区域計画の作成及び認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに必要な協議を行う「国家戦略特別区域会議」、追加規制改革項目等についてヒアリングを行う「国家戦略特区ワーキンググループ」等の運営にあたって必要な経費である。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 「国家戦略特区諮問会議」の円滑な運営により、「国家戦略特区」の取組の着実な推進が可能となる。

2. 成長戦略の加速

施策名：PPP/PFIの推進

【31年度概算要求額：203百万円（前年度175百万円）、機構要求】

施策概要・目的

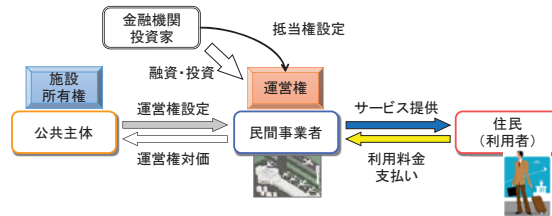
- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある。
- このため、政府として「PPP/PFIアクションプラン（平成30年改定版）」を策定し、これを受け「未来投資戦略2018」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においても、コンセッション事業（公共施設等運営事業）等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進することとしている。

施策イメージ・具体例

○コンセッション※1事業の推進

公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する観点から、重点分野※2と数値目標を設定し、コンセッション事業を集中して推進する。

※1 コンセッション方式：施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定し、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とする方式。



【国管理空港第1号コンセッション 仙台空港】

※2 空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電、工業用水道

○実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じた実施主体の裾野拡大

- ・地域におけるPPP/PFIの活用を推進し、地域における新たなビジネス機会の創出を図るべく、地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、株式会社民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用などを推進する。
- ・ワンストップ窓口制度・助言制度等を整備した改正PFI法について、地方公共団体や民間事業者等の理解を深めるべく、各地で積極的な周知を行う。

期待される効果

- 事業規模目標期間（平成25～34年度までの10年間）で21兆円という事業規模の達成に伴う歳出削減等効果により、効率的かつ効果的で良好な公共サービスが実現されるほか、新規需要の創出等の経済波及効果も見込まれる。

2. 成長戦略の加速

施策名：観光立国の推進 迎賓館の公開・開放

【31年度概算要求額：11億円（前年度11億円）、定員要求】

施策概要・目的

- 「観光立国推進基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」において、国公賓等の接遇施設である赤坂・京都迎賓館を含め、魅力ある公的施設の大胆な公開・開放により、観光資源の魅力を高める取組を推進することとしている。
- 本来業務である国公賓等の接遇ほか、我が国の歴史と伝統にあふれる迎賓館の魅力を内外に発信するための取組として、一般公開及び特別開館を実施。

施策イメージ・具体例

○一般公開

国公賓の接遇等に支障のない範囲で、赤坂迎賓館及び京都迎賓館の通年での一般公開を引き続き実施。旅行者等へのニーズの把握を図りつつ、季節等に応じた特別企画等を実施し、魅力的な一般公開の取組を進める。

◎平成29年度実績

【赤坂】公開日数：249日 参観者数：約58万3千人
【京都】公開日数：243日 参観者数：約12万9千人



○特別開館

国有財産としての迎賓館を有効活用し、接遇等に支障のない範囲で、原則として有償で、民間団体等の利用に供することを通じ、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図る。



2017 Global Summit of Women
東京大会ウェルカムディナー（H29.5）
【主催：GSW東京大会実行委員会】



2017年プリツカー建築賞授賞式典
（H29.5）
【主催：ハイアット財団】



BEYOND THE EAST & WEST～日本の伝統工芸技術の革新と創造を世界へ～（H30.2）
【主催：（株）ユミカワインターナショナル】



イタリア×日本（京都）
文化記念交流事業（H30.4）
【主催：ブルガリジャパン株式会社】

期待される効果

- 迎賓館の文化的価値と国有財産としての積極的活用を両立しつつ、一般公開及び特別開館を実施することにより、新たな観光資源としての迎賓館の魅力を内外に発信し、外国人を含む多くの観光客の参観を促し、ひいては政府の目指す観光立国の実現に資する。